

令和元年 11 月 5 日

函南町議会議長 中野 博 様

請願者 代表

軽井沢区長

住所 函南町軽井沢 143

氏名 渡 邊 一 英

連絡先電話番号 055-974-0615



ダイヤランド区長

住所 函南町平井 1753 - 729

氏名 吉 原 英 文

連絡先電話番号 055-974-1678



紹介議員 古 村 高



請 願 書

1 請願の趣旨

函南町自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例は、「同町内において、再生可能エネルギー発電設備を設置するためには、その事業者は予め同町長の同意を得なければならない（同条例第9条第1項）」、「町長は事業地の一部が抑制地域内に位置する場合は同意しないものとする（同条例10条第1項）」とそれぞれ記載されています。函南町議会は、町長において、軽井沢メガソーラー（以下 本件メガソーラー）設置予定場所が抑制区域内であるので、事業者に対し、同条例により同発電設備設置は同意しないとする決定をすることを強く議決してください。

2 請願の理由

(1) 条例解釈の大原則

条例も人（函南町民、事業者など）の権利義務を規定する法律ですから、その立法趣旨（災害の発生を防ぎ町民の安全、安心で生活しやすい環境の保全に寄与）を尊重しつつ文理解釈をしなければなりません。文理と離れた類推或いは拡張解釈などの恣意的解釈により法（条例）を空文化するのは厳に慎まなければなりません。法（条例）解釈は関係法令との整合性、一貫性が要求され、また法的常識に合致し

たものでなければなりません。

(2) 本条例が本件メガソーラー発電設備設置事業に適用できたる主たる根拠

- ア. 町長が本件メガソーラー発電設備設置事業に条例を適用できないとする主張の誤りについて

町長は、事業着手の時期は、法令の規定に基づく許認可等の申請日又は届出日であり、条例施行当時、事業は既に実施していると考える。その理由として「町は法令の規定に基づく許認可等の申請日又は届出日をもって事業を実施しようとしているときと判断していることからこの事業は既に実施しているものと考えます。」と明言しています。(函都182号令和元年8月30日「質問回答」)

しかし、前記町長の主張は、文理解釈からも誤りであることは明らかです。

事業者が森林法に基づき林地開発許可の申請をするのは、将来・これから事業を始めようと決意し、多くの準備行為の一つとしてこの許認可を申請したと考えるのが自然ですから、町長が申請日又は届出日につき、将来事業を実施しようと計画したと判断し、将来「事業を実施しようとするとき」に該当する(正確には事業を始めようと考えたとき)と判断したことまでは是認できます。

それ以上に、なぜ現に「事業は既に実施している」と文理を無視した飛躍の判断ができるのか、極めて不可解であり、論理性がない恣意的判断に過ぎず道理にあいません。あくまでも「実施しようとする」のは「まだ実施してなく」、「これから実施する」ことを意味し「すでに実施している」のと明確に違います。発電事業に着手しているか否かは立法目的に従って、条例の各条文や関係法令との整合性を保ち、厳格に解釈・認定しなければならず、恣意的解釈・認定が許されないのは当然です。

さらに付言すると、本条例の経過措置は「事業者が既に事業に係る法令の規定に基づき許認可等の申請若しくは届出を行っている場合又は事業を行っている場合には」と規定し、「許認可等の申請若しくは届出」と「事業を行っている場合」とを明確に区別して規定しています。岩波書店の広辞苑によると、「又は」は「これかあれかと並べていうときに用いる語、A又はB、少なくとも一つが成り立つ意、どちらか一つだけが成り立つ意」と記載されています。

従って日本語としても「許認可等の申請若しくは届出」と「事業を行って

いる場合」とは明らかに別の範疇に入るので、許認可の申請を含む事業を行っている場合と解釈するは無理があります。

イ. 事業の着手時期の解釈と本条例の適用

事業の着手は、事業者が発電設備設置事業の各種計画を熟慮・遂行し準備を遂げた後、その工事を始めた時点であり、この時点では、通常、事業者も事業を断念するより、事業遂行が確実となり、事業者の保護の必要性からも工事を始めた時点を事業の着手と考えるのが自然かつ合理的です。

本件メガソーラーについては、事業者は、未だ事業に着手していないので、本函南町条例が事業者に対し全面的に適用できることは明らかです。

ウ. その他の理由

- ① 林地開発行為の許可申請は、土石又は樹根、開墾その他の土地の地形を変更する行為の許可申請であり、開発行為をした土地の上の発電設備の設置の許可申請は含まれていません。例えば、開発地内に設置した調整池に溜まった雨水を、開発地外の河川に排水せざるを得ないので、開発地外の水路や道路の地下に排水溝を造ることになりますが、開発地外での造作行為であるので、許認可の申請や許可の対象に含まれていません。
- ② 林地開発行為の許可申請は、あくまでも許可の申請であり、必ず許可される性質のものではありません。申請時点で計画した開発許可申請に過ぎないので、その後許可申請の内容も変更されるのです。本件においても、平成30年12月25日付許可申請書における開発行為に係る森林の面積が平成31年2月12日に大きく変更されています。
- ③ 開発地に発電設備を設置するには、許認可を要する関係法令が極めて多数であり、県知事の森林法に基づく林地開発は多数の法令の僅か一つに過ぎません。例えば、前記排水路の設置につき道路を通過する場合は、町道であれば町長、県道であれば県知事、国道であれば国土交通大臣の許可を得なければなりません。土地開発許可申請あれば、開発行為に着手があったと認定し、条例を含め多数の法令は事業の遂行を阻止できないとすると、他の行政機関は全て許認可せざるを得ないことを意味し到底認められない理論です。
- ④ 本件メガソーラーの発電設備を設置するには、林地開発許可を得た後、事業者は静岡県環境影響評価条例により、環境アセスメント手続きを実施して環境影響評価書の公告を行った後でなければ事業に着手できないと規定さ

れています。

本件メガソーラーの発電設備の設置に不可欠な静岡県環境影響評価条例も事業の着手時期を林地開発申請、林地開発許可を持って事業着手時期とは考えておらず、環境アセスメント手続きを実施した後、環境影響評価書の公告を実施した後でなければ事業を実施してはならないと規定しています。

- ⑤ 静岡県下の他の市町の同種条例も「工事の着手」をもって事業の着手と考えています。

以上